専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの（地下駐車場等を除く。）
千三百九十四円
六百八十五円
五百五十八円
四百七十五円
四百二十一円

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十七号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第十八条第二項（同法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（法第十八条第二項の政令で定める公共の用に供する施設）

第六条　法第十八条第二項（法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める公共の用に供する施設は、道路、公園、緑地、広場、河川、運河、船だまり、水路、堤防、護岸及び公共物揚場とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十八号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年六月一日とする。

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十九号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正）

第一条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第二条中「第六条第二項第三号」を「第六条第二項第四号」に改める。

第六条を第二十条とする。

第五条の六中「第三十三条の十四」を「第三十三条の三十二第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第五条の五中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の二十五第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第五条の四を第十二条とし、同条の次に次の五条を加える。

（特別国際種事業に係る特定器官等）

第十三条　法第三十三条の六第一項の政令で定める特定器官等は、別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙及びその加工品に係る特定器官等とする。